

公 告

平成24年3月30日

旭橋都市再開発株式会社

代表取締役社長 知念 建



都市再開発法第72条第4項で規定する権利変換計画の軽微な変更を行いましたので、都市再開発法第86条第1項の規定により、下記の通り公告します。

記

1. 第一種市街地再開発事業の名称 モノレール旭橋駅周辺地区第一種市街地再開発事業(南地区)
2. 施行者の名称 旭橋都市再開発株式会社
3. 事務所の所在地 那覇市泉崎二丁目105-18官公労共済会館5階
4. 権利変換計画に係る施行地区に含まれる地域の名称 那覇市旭町の一部、泉崎1丁目の一部及び泉崎2丁目の一部
5. 権利変換計画の軽微な変更をした年月日 平成24年3月23日